

IMF サーベイ

公共支出と説明責任

IMF、財政の透明性に関する規定を強化

IMF サーベイ
2013年7月1日



アイルランド・ダブリン港のコンテナ。アイルランドは IMF が新たに立ち上げた財政の透明性の評価に参加する国の一つ（写真：Newscom）

- 財政の透明性に関する規定の改定、政策形成の改善と公金利用に関する説明責任の向上に寄与
- コンサルテーションを実施し、規定改定に向け一般からの更なるインプットを募集
- 財政の透明性に関する評価、試験的に一部の国で実施

国際通貨基金（IMF）は、「財政の透明性に関する規定」の改定版の草案を公表した。これは、2013年のはじめに行われた第1回目の協議の後、次のパブリック・コンサルテーションに向け行ったものである。改定後の規定は、財政の透明性の向上を改めて促進する基盤になると期待される。

各国政府が提供する財政に関する情報は、国の財政ポジション、見通し、そしてリスクの信頼に足る全体像を伝えない場合もある。財政の透明性を向上させることにより、各国政府が十分な情報を基に経済に関する決定を下し、公的資源の使用に関する説明責任を議員や国民が政府に課することができるようになることが期待される。この度の規定の改定は、直近の経済危機の教訓を生かすべく財政の報告基準の強化を図るとともに、公表される財政情報のギャップの特定・解消、及びあらゆる所得水準の国々における財政の透明性の向上を促すことを狙ったものである。またこの改定は、政策当局や議員、市民そして市場が各国の財政の実態をより良く把握できるよう設計されている。

これまで半年間、IMFは財政の透明性の基準及び評価ツールの強化について、各国政府や市民社会グループ、学界、市場関係者と協議を重ねてきた。本日公表された改定の規定の草案に、この第1回目の協議で寄せられた意見が反映されている。

今回再びコンサルテーションを実施するが、その際に IMF は 2013 年末を目処に計画している改定の最終版の発表に向け更なる意見を募集している。一般からのコメントの受付の[手順](#)が整備されている。

これまでの財政の透明性規定

財政の透明性、すなわち、財政の過去・現在・未来の局面に関する包括的で明確かつ信頼できる重要な関連情報のタイムリーな公開は、効果的な財政政策の形成において不可欠である。実証研究は増え続けており、財政の透明性、財政のパフォーマンス、そして財政の支払い能力の認識の間のプラスの関係性を浮き彫りにしている。

1998 年に初めて設けられ直近の改定が 2007 年に行われた「[財政の透明性に関する優良慣行規定](#)」とその付録のマニュアルとガイドは、財政の透明性基準の世界的な枠組みの中心となっている。また、同規定が示す原則や慣行の各国の遵守状況を評価するための枠組みともなっていた。1999 年以降、IMF はこのような評価を 94 カ国で 111 件実施した。これは、財政の「[国際基準の遵守状況に関する報告書 \(財政 ROSC\)](#)」と呼ばれる。

財政の報告の範囲、質、及び適時性の改善において 1990 年代後半から大きく進歩した一方で、2008 年に発生した危機により、財政ポジション、見通し、リスクについての理解で、先進国・地域においても大きなギャップが存在していることが明らかになった。最近の[政策ペーパー](#)で IMF は、危機の教訓を生かすとともに危機の影響が依然残る中で財政の不確実性が再び台頭することを防ぐため、財政の透明性に関する規定と評価ツールを含め、それまでの財政の透明性の基準とモニタリングに関する取極を強化する必要があると強調した。

財政に関する透明性規定の改定

財政の透明性に関する規定の改定案の構成及び内容は、現行の規定といくつかの点で異なっておりその主な点は以下の通りとなっている。

- **報告される情報を一段と重視**：2007 年版規定の多くの原則は、財政報告の明確な法的、組織的、手順的枠組みを重視していたが、改定版ではその多くを維持しながらも、財政に関する報告が透明性を評価するより客観的な土台として機能するよう、報告の質そのものをより重視するよう見直しを行う。このため改定版は、(1) 財政報告、(2) 財政の見通しと予算編成、(3) 財政リスク分析と管理という財政の情報公開の三つの重要な側面を中心に構成される。
- **マクロ経済の政策形成に不可欠な事項を重視**：改定版では、マクロ経済の政策形成に不可欠な財政の透明性に関する事項を一段と重視、これにより[公的支出及び財政に関する説明責任 \(PEFA\)](#) 評価枠組みとの相補性を高めたいとしている。例えば、2007 年版と比べ、改定案は財政リスクの分析と管理によ

り重点を置く。同時に、2007年版にあった公的部門の雇用、調達、内部監査手順といった管理・運営的な面が強い原則は、PEFA 枠組みにこれらを扱う特定のパフォーマンス指標が存在することから、草案では扱わない。

- **危機の教訓を生かす**：危機の教訓（財政報告の対象機関の拡大、政府のバランスシートに関する情報の包括性の向上、財政報告の頻度と適時性の向上、財政リスクの分析の改善、地方自治体関連組織や公社に対する積極的な財政監視、見通し・暫定的な財政報告及び年末の財政データの間での一貫性の維持など）を生かすため同規定の原則は改定された。
- **段階別慣行**：2007年版の規定では、各分野における良い慣行の基準を一つ示していたが、改定版では、45各々の原則について、必要最低限、優良、上級に分類する。これにより、各国に対し上級の国際基準の完全遵守の過程で達成可能な一里塚を提供する。
- **財政の透明性に関する量的指標を導入**：報告された財政データの質、及び財政の透明性慣行のあらゆるギャップの規模に関する分析をより厳密に行うため、改定版では、財政報告書の範囲、財政見通しの信頼性、報告されていない偶発債務の規模など、財政の透明性に関する一連の量的指標を導入する。

財政の透明性に関する評価を新たに実施

また、財政の透明性に関する規定の改定版は、財政 ROSC に取って代わる新たな財政の透明性の評価（FTA）の基盤ともなる。財政 ROSC と比べ、FTA は、各国の財政の透明性慣行に関する、より分析的で比較可能かつ実用性の高い評価を提供する。新しく実施される FTA に組み込まれた主な改善点は以下の通りとなっている。

- **一段と利便性に優れた評価**：FTA では、規定が示す財政の透明性の原則と慣行に関する、各国の強みと改善が必要な分野を明確に示す簡単な「ヒートマップ」を取り入れる。これにより、各国が比較対象国と比較し自らを位置づけることができるとともに、改革のニーズを特定することができる。
- **より厳密な分析**：FTA の分析では、規定で示された財政の透明性の量的指標を基に、報告された財政データの適切性と質及びあらゆるギャップの規模に重点を置く。
- **順序立った行動計画**：FTA は、財政の透明性の分野における主な改革ニーズに対処するため、中期的に国が講じる必要があると考えられる具体的な措置を順序立てて示した財政の透明性の行動計画も取り入れる。
- **モジュール評価**：FTA では、(1) 財政報告、(2) 財政の見通しと予算編成、(3) 財政リスクの分析と管理といった、個別に実施することができる自立型

の3モジュールを採用、これにより各国の喫緊の透明性の課題により焦点を絞った評価が実現する。

これまで数カ月に渡り、IMFは欧州とラテンアメリカの複数の先進国、新興市場国、及び低所得国で実験的に新たなFTAを行った。その結果は、規定の改定草案で原則と慣行の改善を一段と進めるために活用された。各国当局の許可のもとに、IMFは2013年後半にこれらパイロット評価の最終報告書を公表する予定であり、さらなるパイロット評価も本年中に実施される。

関連リンク：

[財政の透明性に関する規定（草案）](#)

[コメントはこちら](#)

[財政の透明性に関するファクトシート](#)

[財政の透明性に関する政策ペーパー](#)

[財政管理に関するブログ](#)